



START TODAY CO.,LTD.

平成 20 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社スタートトゥデイ  
代表者名 代表取締役 前澤 友作  
(コード番号 3092 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 池田忠史  
(TEL. 043 - 213 - 5171 )

#### 内部統制システムの基本方針の改定について

当社は、この度、平成20年6月13日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

今回の改定は、平成20年5月21日に当社子会社である株式会社スタートトゥデイコンサルティング(当社出資比率100%)の設立に伴い、当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を明記したものであります。なお、下線部は改定部分を示しております。

記

#### 内部統制システムの整備に関する基本方針

1. **取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制**
  - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、代表取締役は経営管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、経営管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたりるとともに、全役職員に周知徹底させる。
  - (2) 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
  - (3) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - (4) 監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。

- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役は、経営管理本部担当取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、現状の関係する規程を必要に応じて適宜見直しを図る。
- (2) 内部監査室は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (3) 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (1) 代表取締役は、経営管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての統括責任者に任命し、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- (2) 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- (3) 統括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

### 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき経営管理本部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。内部監査室は、当社の子会社管理状況、及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人と取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (2) 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、重要

な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制**

- (1) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める事とする。
- (2) また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実行性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。

**9. 反社会的勢力排除に向けた体制**

- (1) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

**10. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。

以 上